

## 第5回 農業WG

日時：平成18年10月5日(木) 17:00～18:40

会場：永田町合同庁舎2階 第2共用会議室

議題： 農業関係者ヒアリング (有)農作業互助会 代表取締役 鈴木 博之 氏

出席者：南場主査、黒川委員、本間専門委員、福井専門委員、大泉参考人、昆参考人

### 議事概要

南場) 定刻になりましたので、どうぞ宜しくお願いいたします。今日は、始めに30分ほどお時間を使っただいて、その後こちらから質疑等させていただき時間を20分～30分取らせていただきたいと思います。

今日の鈴木さんとの会話内容は全て公開とさせていただきますので、どうか宜しくお願いいたします。

それではお願いします。まずは事務局からのご紹介です。

事務局) 鈴木さんのご紹介ですが、鈴木さんご自身が経営内容の文書を作っただいていますので、鈴木さんから話して頂いた方がよいかと思いますので、お願いしたいと思います。

### (有)農作業互助会代表取締役 鈴木博之氏より説明

鈴木氏) 今日は皆さん、お招き頂きましてどうもありがとうございます。私は、こういうところに慣れておりません。現場では暴れ者というか爪弾き者、日陰者というか、いじめにあっておりまして、まあどうしようもない状況になっておるものですから、なかなか現場では変な人間になっておりまして、こういった公式の場所に来てお話しするという機会がございません。

そういう事情で、慣れていないので、話が飛び飛びになるかと思いますが、まず私の経験にもとづいて話させていただきたいと思います。

私の会社ですが、会社と言いますけど登記してあるだけの会社でございます。というのは、経営者であれと言われるのですが、経営者であるという意味が私には分かっておりません。ですから皆様がおっしゃる経営者なのかどうか、その辺は考えたこともございません

極論を言うと現場作業員でございます。どちらかということ工場長とっていただいた方がいいと思います。というのは、働くのは苦になりません。一番苦になるのはお金のことです。それはどうしようもなく、私のところは2夫婦4人でやっております。私が一応社長ということになっており、私の家内が経理をやっております。専務が栽培と機械のメンテナンスを全部やっております。専務の奥さんが玄米、白米の販売、一応4人で手分けしてやっております。

それで、私どもの経営概要ですけれども、自分のところでは農地は保有してございませんでした。でも、小作で借りていた田んぼを事情があって買わざるを得ない状況になって、買ったということで0.9ha、これが私どもの自社で初めて買った田んぼでございます。借地は11.5haぐらいやっておりますけれども、その他は作業受託でございます。作業受託は56ha。作業受託というのは、私どもは一応メニュー方式になっておりまして、一貫作業が理想ですが、そういうことだけではございません。単純に申しまして、頼まれればなんでもやるよという何でも屋でございます。

そして私のところは、よく皆様のところに説明するとき用いるのは、米屋さんか

お米作っているよと、そういう風に理解してもらった方が早いです。

ご存知のように米っていうのは1年に一回しか取れないものですから、極論を言うと収入は1年に1日しかありませんでした、昔は。残りの日にちはみんな役所と同じで引き算方式でやっていたものですから、こんなので経営なんて言える訳が無いということで、食管法が変わったときに米屋の届出をして、一応お米を自分で売るということからスタートし始めまして、現在月間7トンぐらい、ほぼ白米で販売できるような体制に、20年かけてなりました。それでやっと月次決算が出来るような状況になってきて、なんとか経営者の仲間入りができるような状況になってきたと思っております。

私どもは宅急便を利用しまして全国に発送しております。ヤマト運輸がクロネコ宅急便を始めた年が、奇しくも私が宅急便を使い始めた年です。ですからヤマト運輸がなければ私のところの商売も成り立たなかった。そういう状況でございます。

最初は私のところも宣伝広告費をかなり使いました。でもやはり素人が故の無駄金というか、経験にはなりませんでしたけれども、何百万円かけてもお客様がゼロと言うような状況も経験したものですから、現在は宣伝広告費はほとんどかけておりません。主に口コミで、お客様の親戚、子供、おじいちゃん、おばあちゃんというように広がっております。

販売先は6割が個人に販売しております。4割が業務用でございます。お米には業務用とか個人用とかの区分けはないのですが、業務用と言いますのは私どもの考えでは配達1回で済むので、その分安くしているというものです。

それから、業務用というのはあんまり氏素性を追求しないという暗黙の了解でやっております。というのは、足りない時などは地元産ではありますけれども、それは仕入れもありよと、それから多少ブレンドも価格によってはありよと、ただ、嘘を付かないで、厨房のチーフの方と相談しまして、その都度協議してやっていると。そして業務用というのはまず価格ありきだなと。中にはこだわっているお店屋さんもありまして、それは許してもらえないこともありますけれども、それはケースバイケースだなと、このように私どもでは売る事が先でございます。ですから農繁期というのはほとんどございませぬ。稲刈りであるとうと、田植えであるとうと配達の注文がくれば作業は全部ストップします。そういう体制になるまでも10年以上かかりましたけれども、かなりきつうございました。それから、やはりお客様の求めるものをいかに作っていくかが一番の問題なので、常にお客様の方を向いているつもりなのですけれども、やはり仕事が忙しくなるとどうしても仕事の方に集中しがちでございます。極端にいうと私どもはもうお客様の都合で田植えから稲刈りをする、全部作業がお客様の要望でスタートすると、ですから普通ですと稲刈りというのは適期刈り取りとあって、稲が実ったときに刈り取るのですけれども、私どものお客様というのはどうしても全国にいるものですから、福井、石川が稲刈りやるとどうしても「新米まだかい？」という問合せが入ってくるので、そうすると刈らざるを得ませぬ。そういう時のためにちょっと一工夫して早く刈るための田んぼは準備しているのですけれども、味は悪うございます。でも食べさせないで待ってもらうのがいいのか、それとも一回だけ送って謝って、「この次おいしいのが行きますから」といって、納得していただくのがいいのか、その辺が私どもの商売の綾と申しますか、そういうこともお客様に十二分に教わって現在に至っております。

それで会社をやってて思ったのですけれども、一番難しいのは孤立感でした。お米で商売はまず成り立たないという前提があるものですから、仲間が地元には誰もいません。そして作業も私どもの地域は大体三反区画の耕地整理は終わっているのですが、平均耕作面積が一町二反、田んぼ4枚でございます。ですからほとんど土日、朝晩で作業は終わる地区でございます。そういう中で、田んぼの中で一人で仕事をやっているというのは、最初の頃はやはり嫌でした。誰もいないものですから。

朝からみんな会社に行ってしまうし。よく農業界で「集落が崩壊する」と言われていますけども、集落はとっくに崩壊しております。なぜかというとき常会、常の会と言いますが、定期的に集落は会議を開いていたんですけども、現在はもうなされておられません。皆さん、サラリーマンになってしまったものですから、時間が合わない。それから農業の話をして農業者は、おじいちゃん、おばあちゃんなものですから、息子さんとお嫁さんにとっては、きつい言い方をすれば関係ないという状況でございます。集落の掟では、「結婚すると代替わりする」。代替わりというのはどういうことかという、祝儀不祝儀、結婚式とお葬式、火事、こういう集落付き合い合いをするのに、私の集落は結婚と同時に代わるわけです。ところが他所の集落においては、「俺の息子を頼むぞ」って親が言うまでずっと集落付き合いしなければならぬ集落もでございます。ですから私どもの方では結婚したら集落に出されるので、訳が分からないで出て行ってお葬式から何からやらされて、結局口伝えです。経験値において、一応年長者が集落のことを全て仕切っております。それで私の集落には大きな組織が2つございます。町内会というのが1つ。それから農協のもとで集落が構成されておまして、これが農事組合と申します。この2つの組織が私の集落にドンとかかかってきております。ですからその組織がどうなるかという議論がそこで行われているというわけでございます。

実は私の会社は22期一応決算は終わっております。福島県でもちょっと自慢になりますけども、農業生産法人っていうのは私のところが2番目でした。法人名でお米を出したのは、福島県で私のところが一番早かったです。かなり食管法がガチガチの時代でしたから、かなり軋轢とか問題点も出ておったんですけども、その都度なんとか協議してクリアしてきました。それから私が何故会社にしたかという、私の親が商売をやっていたものですから、経理を区分しなさいという税務署の都合で会社を作られたという経過がございます。そして私のところは実はもう集落営農まがいのことをやっていたのです。作業受託、今で言うとコントラクター事業を県の補助事業を利用してスタートしたのですが、農協さんが機械設置事業、私のところが推進事業で当初スタートしたんですけども、途中で農協さんの方が都合が悪いということになって、この事業主体が入れ替わりました。私のところが機械設置事業で、農協さんが推進事業と。それでスタートしてきたんですけども、ともかく農協さんは協同組合なものですから、途中で色々問題が発生しまして見事に失敗いたしました。そこでかなりの負債が出来ましたので、一応裁判を行いまして、資料の中にも償還契約書が入っておりますけども、この時に農協さんと債務不存在確認の訴えという裁判を起こしまして、一応和解いたしました。そこから私どもの再出発の年というのか、そのような経過でございます。ここではちょっと農協問題に触れざるを得ないのですが、結局農協さんというのは、特定の個人のためには何も出来ないということが身をもって分かりました。というのは私の事業をやって2年目くらいに近所、1キロ圏内に2つ同じような組織を農協さんは立ち上げた訳なんです。ですから、競合してどうしようもなくなった。そして私のところは一応コントラクターですから、営利を目的としてスタートしようとしたのですけども、他所の2つはあくまでも協同作業でございますから、補助金も入っております。それとモロにぶつかりまして、どうしようもなくなって負債が発生して延滞利子が発生して、なるようになって、行くところまで行ってしまったという状況でございます。ここで争点となったのは農協の推進事業に法的な責任があるかどうかということで争いました。判決はいただけなかったのですけども、裁判所の方から和解勧告がออกมาして、農協さんにも責任あるのではないかとということで、互いに手打ちをいたしまして、それまでの債務を一回ゼロにいたしまして、そこから再スタートしました。当初の金額に戻しまして、延滞利子等は全部カットしております。そこからスタートした訳なのです。ですからこの時から私のところは、あまり農業では珍しく金、

金、金、経営に徹するというような動きがここからスタートしました。ですから、農協さんは、悪口になるかもしれないのですけれども、農業を守ってくれるのかなと思ったら、殺しはしないのですけれども平等に扱わなきゃならないと、これが最大の農協さんのネックになるのだなと、この時分かりました。どういうことかということ、例えば私がある程度、成功とはいえませんけれども、仕事を始められるようになると、やりたい人が必ず出てくる。すると農協さんに相談に行くと、「俺にもやらせる」ということになると、農協さんはそれは拒否できない。平等に扱わなければならないから。テリトリーは一緒ですから、パイの奪い合いになってしまう。そうするとどうしても補助金を貰っている組織のほうが勝ってしまう。初期投資が無いのですから。それで、行け行けドンドンスタイルになって、共倒れになる確率が高くなってしまおうと思います。よく冗談で言うのですけれども、農業の現場においては、押しの強さと体力と暴力はいけなけれども、やはり腕力のある人が生き残る地帯だ。そういうことを身をもって経験させていただきました。ですから、普通の根性の人たちが入って来たのでは、とてもじゃないけれども、陰湿なイジメで殺されるというのが集落でございます。これは余談になりますけれども、だから今の子供達がイジメするのは当たり前なのです。我々がやっていますから。だから農業現場においては会議はセレモニー、本音は懇親会、一杯呑みながらというのが私どもの集落の現状でございます。ですからそれをキチッとこなせないと集落の中では生きていけません。そういう状況が現場でございます、分かりやすく言えば。

これのレジメに沿って話させていただきましても、認定農業者制度という制度がございますが、私は認定農業者にはなれません。その原因はこの中にもありますけれども生産調整が加味されていないということです。しかし、生産調整というものは私の考えでは足りない人は増産、余ってる人は減産。私は足りないので、増産してもいいはずなのに、現場は減反ありきでございます。そして資料にもございますように、減反というのは怨念のように現場には漂っております。この文書にもございますけれども、町長さん名義で「消滅することはございません」と、こういうような強い言葉で公文書で発行されておるのが現場でございます。ですから19年度からリセットされるわけなのですけれども、これは当事者の町が合併になりまして二本松市になりましたけれども、19年度からどのように扱うのか、これは私の方で見物だな、要注意なことだと思っております。そして認定農業者というのは誰が何の権限で認定するのかなということになりますと、まあ市町村で定めている基本構想、基本構想といっても、基本構想そのものが市町村によっては全部コピーでございます。金太郎飴でございます。そして認定会議そのものが非公開でありますし、私、情報公開法で請求してみたのですが、議事録は無いそうです。ですからこのあたりも問題が多いなと思うのですが、ただ権限がございますから、市町村長に。だからその辺でどうすべきかなというのが今後の課題だと思います。そして私どもの市町村は先ほども触れましたが、平均が一町二反なものですから、兼業農家の勧めをしている村と認定せざるを得ない。現場というのは皆さんもご存知でしょうけれども、一人一票でございます。その一人一票というのは会議に出席した人の一票でございます。そして農業の場合は全部代理人が参加できます。本当はできない場合もあるはずなのでしょうが、奥さんが来たり、お嫁さんが来たり、本人が来たりしてそういう中で決まります。そして情報公開法が施行になってから事務局の方も少しは考えるようにはなりました。私の村では情報公開法で請求したのは私が第一号だそうです。田舎では面倒臭いことは言うなと、言えばコピーを渡すのだから、そういうことはやるものではないというのが流れでございます。それで県に行っても似たり寄ったりで、私は自分が審議員やっているものですから、審議員やっているとどんな議事録が取られているのかと試しに請求してみたら、もの見事に私の発言が削除されておりました。これもいかがなものかと、これは県の問題なの

で県の方に後で言いたいなと思っております。どこまで行ってもやはり農業の現場というのは、そのくらいのことでなんでお前は騒ぐのというのが現状でございます。ですから認定農業者というのも認定する側が、例えば経営改善計画書という計画書そのものを理解する能力があるのかなと私は言いたくなるというのが事実でございます。例えば私の現場においては田んぼは三反区画でございます。普通の農家さんは4枚でございます。私は60枚作業をしなければならない。すると4枚の経験値で60枚の作業は理解できないはずで。そういう人たちが逆に権限持っているのです。役場職員の方達も一応は担当者ではありますが、実際の経験はございません。普及所も机の上での議論は組み立てられますが、現場はどうなっているのかという話があったときには多分分からないと思います。また、私どもも分かってもらおうとは思いません。認定農業者制度の一番の問題点は認定する側にそれなりの経験や、客観的な判断能力があるのかなと、私はいつも疑問に思っています。

農地問題ですけれども、これもまだ現場においてはものすごい怨念がございます。どういふことかと言いますと、先祖伝来の農地とよく言いますが、ちょっと語弊があるかも知れませんが、初代が生きております。農地解放でほとんどの方たちが自作地になったわけですから。そういう方たちが先祖伝来の農地という前提で話をするものですから、どうしようもございません。そしてあまりにも高すぎるので、経営的には農地は買える訳がございません。ですからこれは借りるしかないということです。これはもう選択の余地はございません。希望は色々あります。でもこれはマーケット理論と一緒に何とかその現場で現場に合ったような折り合いをつけてやりたい人がやっていくしかない。それは経営者のあくまでも資質の問題だと思えます。

耕作放棄地の問題、これはやはり問題です。私のような田んぼ作りたい農家は耕作放棄はしません。ところが耕作放棄地を発生させるのは小さい農家さんです。農業依存度が低いですから、簡単にやめられるのです。やめられる人たちが耕作放棄をするのです。制度的に守られてる農家の方たちがある日突然耕作放棄地を発生させる恐れがあるということです。

農業委員会については、私も農業委員を2期6年経験させていただきました。40代半ばで出て行ったのですけれども、もの見事に「若造がしゃべるのは10年早い」と、これで全ておさえこまれました。ここはあくまでも経験値が全てでございます。それと農業委員会の最大の問題地は選任と選挙と2つがございます。選任の人たちは各種団体の代表として入ってきます。私ども農家の人間は議事のやり方を分かっておりません。あの中で会議の中でどのように話せばよいのか分からないので、どうしても議会人が主導します。その辺がやはり農業委員会の最大の問題点だと思えます。それと農業委員会は、多分もっと品位と権限はあったはずなのです。ところが、自主財源がないため、品位と権限が低下した。やはり教育委員会とか公安委員会とまでは言いませんけれども、三大委員会なのに何故こんなに権限がないのかなと思えます。

系統の問題はまあ色々でございます。これは言い出せばきりがございません。ただ、経営をする場合には、公正な競争環境でないと私どもは競争できません。経営はできません。一つでも例外規定が存在していたならば、私のところでは負けてしまいます。農協系統というのはものすごく巨大な組織でございます。そして特に金融においては絶大なる権限と資金量を誇っておるものですから、まあ赤子の手をひねるように簡単に、私どものところはやられてしまいます。この辺をどうするのかというのが系統の問題の全てだと思えます。例を挙げるならば、安い資材を探して肥料、農薬を探してあちこち歩きますと、系統さんで売ってるものは商系では売っておりません。扱っていないという回答です。これはメーカーさんが配慮しているのか、農協さんがそういうようにしているのか、証拠がないので、私も分かりせん

が、是非そういうところを皆さんの権限で調査をしていただきたいと思います。

肥料も同じでございます。特に基礎肥料たる硫酸とかそういうものに関しては、「商系から安く買うと課徴金を全農に納めねばならないので、安売りはできない」というような対応でした。そして苦肉の策で私どもで裏でやってるのが「値引きはできないが、量でカバーするよ」と。私のところも、有効期限切れや秋口の不需要期に購入するなどによって、商慣習の中で何とかコストを下げるように努力しているのが現状でございます。

農協問題で私が常日頃思っているのは、これまでも改善するということは何度も言ってきましたが、一切やったことがない。資料中にもございますけれども、農協は情報公開法の対象外です。組合員の知る権利に応える方法がないのです。情報公開請求書というのがない。だから口で聞けということなのです。文書による請求と文書による回答がないと証拠が残らないものですからどうしようもございません。ですから農協問題とよく現場では言いますけれども、ともかく問題はゼロです。質問したという証拠もございません。回答したという証拠もございません。私どもの農協は総会が一応最大の議決機関なのですが、会議の途中にマイク切ってしまうようなことが行われるのが事実です。そして大きい農協になりますと総代制でございます。前もって、議会と同じようにある程度は出来ているものを出来ているように程々に処理していくという流れの中でやっております。そして農協の役員、理事、監事、これも輪番制の談合でございます。ここにはよほど根性のある人でないと自薦はありえません。そこまで「やってやる」というだけのエネルギーと意志の強い方は多分いらっしやらないと思います。また、触れておかねばならないのは中央会でございます。農協の職員教育、それから指導、監督、これは全部中央会の仕事でございます。ところがこの中央会が単協の拠出金によって運営されているわけでございます。ということはお金もらってる人の言うことを聞かないわけがないです。基本的には、ですからやはりこれは自主財源とか何とかお金と権限は分離しないと、彼らもちゃんとした仕事できないというのが中央会の感想でございます。

集落営農について。これは私の村でも集落営農を始めようとしているところもございまして、全然進まないところもございまして。基本的に集落営農は現場においては何がなんだか分かっておりません。共同作業というイメージは農家にはできます。それ以上の経理の一元化とか言われた時には、もうほとんどの農家の方は理解できません。というのは説明会に参加してくるのが、私たちの親の世代ですから。息子さんは説明会が夕方からスタートすると会社の都合で参加できない。そして農協さんが説明するか役所が説明するかによっても内容が変わります。役所の方たちはほとんど内容を理解しておりません。私の県は勉強する気がない県職員が多くて分からないのですけれども。国の言うとおりにやると現場では怒られます。ですから制度が変わったといっても3年くらい過ぎないと現場では理解されないのではないのでしょうか。私も一応稲作経営者会議の役員をやっているのですけれども、まとめる説明と壊す説明と2種類ございます。だから担い手のいる地域においては、壊す説明のマニュアルは持っております。後は中には集落営農はどっちみち立ち行かなくなるんだから、その次にポジション取りすればいいんじゃないかなという壮大なイメージを持って対処している方もいらっしやいます。そういうことで集落営農というのは、資料の中にもありますけれども、栃木で実際問題が起きております。農協さんがポジション取りを始めました。事務局を頂いた途端に職員の給料を取る場所にしようと。そういうことで動き出しました。今までは推進協議会の事務局を役所がやっていたものですから、経費はかかりませんでした。今度農協さんに移った途端に何千万の人員費を出さなければならないので、それをどのように負担するのかと。それで生産調整方針作成者には費用を負担していただこうと。非公式ですけども、どうも何百万円の拠出金の要請があったようでございます。だからそんな金を出してまで生

産調整方針作る意味があるのかということで、今その方は悩んでいるようでございます。

農薬等の登録。これは基準はやはり厳しくしてもらった方がいいと思うのですが、ただ開発期間があまりにも長うございます。だから次の薬が出てくるまでの間に本当に草というのは蔓延ってしまいます。だからなるべく早め早めに叩いていかないと農作業が難しくなります。この農薬問題とリンクしているのが現在の畜産問題でございます。これは牛の餌なんですけども、堆肥として田んぼに還元した場合に、ものすごい外来種が今田んぼの中に蔓延っております。元来日本になかったような植物がものすごい勢いで増殖しております。ですからそういうことでもリンクしているものですから、もう少し審査を早く、それから薬と同じでリスクとリターン、効果と副作用、これを判断して効果の方が多くなれば、とりあえず早め早めに現場に落として欲しいなど。ともかく現場の苦勞をもう少し分かってほしいというのが私の感想でございます。また、価格が高うございます。農薬の価格が横一列でございます。なんで横一列なのか不思議でしょうがなかったのですが、例えば、ある農薬で私どもから「効かなかった」と苦情を出しますと、メーカーでそれなりに対応してくれます。ところが農協さんに苦情を出して、農協さんで対応していただいたためしはほとんどない。私のようにうるさい人間にはちゃんとメーカーが来て対応するんですけども、何も言わない人のことは農協さんが全部その苦情をまとめてメーカーさんに対策を依頼している。だから膨大な対策費が農薬メーカーにかかっておると。この辺も皆さま方の権限をもって是非一度調査していただきたいなと思っております。

農業者についてですが、農家は豊かでございます。何故かというと300坪の宅地に100坪の家を持ち、乗用車4台を保有している。だから世帯別にみるとサラリーマン世帯よりも裕福でございます。その中身を考えてみますと、農業所得が30%にも至りません。だから総収入の30%ぐらいしかない人を「農業者」というてよいのかなというのが素朴な疑問がございます。ですから本来「農業者」というのであれば、50%以上の農業所得のある人が「農業者」でないかなと。極論を言うなら8割くらいに上げたいんですけども。ですから農業者というのは2つの身分を持っております。サラリーマンとしての労働者としての権限と5時以降は農業者としての権利、この2つを上手に行使しているのでございます。そして私どもが一番優秀な農家というのは役場の課長さんでございます。農業部門が赤字なものですから、源泉徴収で大体50万くらい戻ってくる。年末調整で。ですから赤字部門がある、趣味の農業をなさっている方にとってはまことに過ごしやすいの、田舎の一応「農家」と言われる農業ではないかなと思います。そして私どものような業として農業をやって、家族を守り子供を教育していこうとする者においては、600万などの収入を確保するというのは至難の業でございます。特に私が経営者として感じるのは、資金でございます。やる気があれば、モノはなんとか買う努力もできます。でも金融だけがどうしようもできません。ここが我々がコントロールされる全てでございます。ですから私どもが常に要求しておりますのは、農林漁業金融公庫には「リスクを恐れないで、まあ貸倒引当金を多少積んでも、本当に認定農業者でやる気がある農家がいたら、融資して欲しい」と。私ども稲作経営者会議の場合は、青森から九州まで会員ございますけれども、地域によって農地価格に差があります。でも資材と機械は日本中一律価格です。だからそういう状況で、「さあ勝負しなさい」といってもこれはもう論外だと思います。そういうことで制度金融というのは政策を達成するための金融でございますから、その辺も是非皆様の方からメスを入れていただければ。地域にいる人しか地域の農業を守れない。特に水田の場合は水という、高い方から低い方へ流れるものがありますから、これはどうしようもない。東京に住んでいて急に水かけに行くなんてことはできません。だから地域

に住んで、地域で頑張っている人間には程々とそれなりの経営権、自由を与えていただければ、農業後継者も出てくるのではないかと考えています。

最後に、やはり農業経営者も農業団体ではなくて、是非、経団連とまでは言いませんが、せめて商工会に入るくらいの人たちを農業経営者と言ってもらいたいと考えております。以上でございます。後は質問していただければ。

事務局) ありがとうございます。では先生方から質問をお願いします。

《質疑》

昆) 鈴木さんのところは今、水田価格は一反いくらくらいですか。

鈴木氏) 私のところは負債整理がらみの売買が多いですから、開発公社が高値で支えております。120万から150万。ですから競売にかかると落札はありません。この前あったのは60万。応札者ゼロ。

昆) そのくらいが大体今聞いてると、平均的なところ。50万からそのくらいが実勢だと。

鈴木氏) そうですね。

昆) ただそれをですね、買うとしたら経営原資として、どうですか。みな金融公庫から金借りて、25年で償還するとしたら。そんな値段の農地を買ったら引き合わないわけですよね、どうですか。

鈴木氏) 社長の考え方一つですね、私は買えません。というのは、農地の値段というのは、私が考えるのは、小作費用と同額なら買えますけれども。ただ土地は減価償却ができないので、どうやって買うかということ、社長の給料をゼロにするしかないのです。だから原資がない。全額経費で落ちないものですから、利益で買わなければならない。ところが利益出すと50%税金で持っていかれるものですから、経営としては買えるわけがないのです。米の場合は、ともかく生産原価が今13,000円から14,000円、国のデータなのですけれども、かかっています。実勢価格がもう、私のところでやっと13,000円です。ですから13,000円では無理です、論外です、そういうのは。

昆) 鈴木さんの場合、結構地域の圧力なんかがあると思いますが、一般的に水田、農地を借りるといのはそう難しい問題ではなくなっていると思うのですが、どうですか。

鈴木氏) そうだと思います。ただ問題は、農機具メーカーがどういう戦略をとるかによって全てが変わります。

昆) それはどういう意味ですか。

鈴木氏) コンバインが買えません。トラクターは買えますけれども。田植え機、これも安いからまあ買えます。でも秋作業に使うコンバインを買うと自動的に乾燥機が欲しくなって、自動的に作業場が必要になってきますから、これに見合うはずがないのです。昔コンバインはお米50俵の値段で買えました。ところが今は200俵です。4倍です。それと日本の農機具というのは、大体100町歩使うと壊れるようにできてます。ですから、本当にコストを下げようとガンガン使うともの見事に壊れます。ですからその辺の按配も非常に難しゅうございます。

福井) 農機具メーカーは、どれくらいあるんですか。1社だけですか。

鈴木氏) いえ、違います。大手は3社から4社ですね。

福井) それは輸入とかはしてないんですか。

昆) 稲作というのが日本固有の技術なものですから、日本のぬかるみの中で走れてなおかつ刈るといのは、日本固有なんです。コンバインに関しては、海外のものは脱粒性が高いですが、日本の稲は脱粒性が悪いのです。向こうのコンバインで刈ると非常にロスが高い。だからそのことで、今鈴木さんがおっしゃいましたが、農機具



メーカーが中国に工場をもっています。そこでは、もっともって耐久性の高いものを作っています。それでも日本の稲作ではご苦労されているのですけれども、中国ではもうコントラクターとしてですね、大々的に動かすのは年間3000台とか、そういうレベルでもう開発が始まっているのです。だから今の農機業界は販売ルートが全部機械産業が作ってるんです。そこの整理ができますと、やがて海外のものが入ってくる可能性はあります。

福井) 流通に問題がありそうですね。

昆) あります。機械化兼業農業を前提にした農機業界ができています。

鈴木氏) それも全農さんと取引した方が、請求書1枚でお金が貰えますから。だからそういう構造的な問題からメスを入れていただければ。あと水田の場合はですね、さっき申しましたけれども各種データを用いる場合に、皆様にもお願いしたいのですけれども、筆数というのを今度は頭に入れてみてください。特に都市近郊の場合は一千枚もの田んぼを管理しているところがある、しかも朝晩の通勤ラッシュがあるものですから、朝晩は作業はできません。全線舗装になっているものですから、泥一つ落とせないで、ものすごい作業効率は悪うございます。だからそういう問題も今後どうしていくのかなど。ですから面積を聞いたときには必ず「何枚田んぼがあるのですか」と聞いていただければ、皆さんイメージできる。同じ面積でポンと定規をあてられてしまうと、違うノウハウがあるはずですし、違うことが予想できると思いますので、是非お願いします。農業団体はこの筆数調査をはやってないのです。

本間) 農業委員会についてちょっと伺いたいのですが、若造が声を出すなどかの内部の運営の問題をおっしゃっていたのですが、例えばその構成員、農業委員会になるべき人がなっていないとか、まずそのあたりからお聞きしたいのですが。農業委員会というのはどういう人たちがどういう目的で何をしてるのですか。

鈴木氏) 輪番、談合でございます。集落体で輪番でやっております、私のところは。ほとんどのところがそうでございます。それと農業委員の問題では都市近郊の農業委員と農振地区の農業委員では意味が違います。都市近郊ではお金持ちが農業委員をやっております。ところが我々のように農振地区に行きますと、それなりの顔役の方たちが農業委員になります。ですから農業委員会の構成員について見直しをやるうとするのであれば、法的な規制を入れないと無理でございます。認定農業者をいなければならないとか、女性を2人いなければならないとかという規制をかけたかないと。それともう一つは委員長には選任の方はなれないという、この3つさえ押さえていただければ。

福井) 選任というのは。

鈴木氏) 議会代表、農協代表、農業共済代表という枠があるものですから、こういう人たちが入ってこられると、この人たちにガチャガチャとやられてしまいますから、これはやっぱり法的に規制する方が私はうまくいくと思います。それと農業委員会には資金、これはもう絶対国からの直轄で、直接出していただく。これによって品位と権限は保持されると思います。ともかく田舎社会においては、一番偉いのが村長さん、その次助役、収入役、教育委員長ですから。三役プラス1で四役と。農業委員会の委員長が村長さんの代理で挨拶したことなんて、ありません。だからそういうことでは、仕事もそんなにできないと思います。

本間) 地区によっては非常に名誉職だと聞きますが、どうですか。

鈴木氏) それは地区によってではなくて、全てそうです。デジタル社会をアナログの人が割り切ろうとしてるのですから、無理です。論外です。そして「事務局一任、事務局一任」となる。農地法の3、4、5条の審議しかやっておりません、やれないのです。自覚がないですから。中には、やってる方もいらっしゃるかもしれませんが、私の知る限りでは認定農業者がどうあるべきかなどという論議がされた

こともございません。役場の一つの課でございます。

福井) 農業委員会の権限行使の中で、特にどういう分野に一番問題が、弊害が現れていると思われませんか。

鈴木氏) 時間と日数の制限があると思いますが、「農業者というのは何だ」ということが農業委員会で論議されていないということです。

福井) 農業者の認定に関してですか。

鈴木氏) いえ。農業者とは何だという、農業委員会なのに農業者とは何ぞやということを考えていない。例えば皆さん農業生産法人ってご存知ですよ。ところが農業生産法人の証明書はないのです。我々は年に一回決算したときに、決算書まで今度提出が義務付けられました。それなのに証明書を出してくれない。ところが名刺にはみんな農業生産法人と書いてある。

大泉) 農業委員会は農業者が農地を的確に所有し、耕作することを監視しなければならないのに、その農業者の定義自体がもうほとんどいい加減になっておるから、規制のしようがないということですよ。

鈴木氏) そうということです。

大泉) それは別の角度からすると、本来ほとんどが兼業農家で、例えば県庁や町役場や農協とかに勤めているわけですから、そうすると公務員は兼業申請を出して農業をやらなければならないはずではと。

鈴木氏) そのとおりでございます。

大泉) それを出さないで両方の仕事をやるというのは公務員法違反でもあるんですよ。

鈴木氏) そうということです。

大泉) そうすることがまかり通っていながら、それに対して何ら町も、県もメスを入れてない、従って農業委員会のそのことに対して何も言うことができない、という話ですね。

鈴木氏) そうということです。全く先生のおっしゃるとおりでございます。

大泉) 農業委員会の元々のベースというのは、産業や事業ではなくて共同体とか集落とか農村とかということですので、それによって成り立っている限りは話ができないと。

鈴木氏) そうということです。そして農業委員会にもやはり系統関係のお金が入っておるものですから、そこにはやっぱり過剰な配慮がはたらいているのです。ですからどうしても「嫌」とは言えないのです。中央会と一緒に。ですから農業委員会を本当に改革しようと思えば、国直轄でやっていただかない限りはあそこは、いじりようないです。

福井) 転用ですか、一番問題があるのは。

鈴木氏) 転用は別に問題はありません。どっちみち、国そのものが特例を認めているのですから、無駄だと思います。私ももやられたのですが、人口9000人の村にもものすごい大きなショッピングセンターができた。地域、大きい意味の複合市町村、ここからお金を集めようという発想なのです。ところが市町村そのものが広域事業圏を組んでいる。

福井) そうすると実際に農業委員会で、農業者の意識やあるいは専門的性格が希薄だということ、何が歪むのですか。農業委員会のどの部分の権限行使が一番問題だということに。

鈴木氏) 現場においては経営者はダメなのです。やはり兼業農家が、全員が同じ権限で同じ面積で、同じようなスタイルでないと農業委員会が運営できないのです。

福井) 農業委員会の行使するどういう権限が一番問題なんですか。

大泉) それは多分、本来の農業者ということ認定して、それでそれ以外の人たちが農地を利用することに対しては権限をもって規制しなければならないのに、その規制がなされていないという。

福井) 規制というのは転用ですか。

大泉) 転用ではなくて、つまり農業者とは思えない人たちが農地を利用してるわけですよ。それに対するその農業委員会の考え方が法律に基づいていないような、いい加減な運用をするために、逆に農業者としてやろうとする人たちが逆に排除されるというかね。

福井) ちょっと事務局で今教えて欲しいのですが、条文上のどの部分、農業委員会の行使権限のどの部分に問題があるのですか。該当条文を見せて下さい。農業委員会の権限がありますね。例えば転用の許可だとか、農地の権利移動だとか。その農業委員会の中で色々問題があるとしたら、そのどこかにそれがあるのか。例えば鈴木さんが農業委員会の権限行使に関して許認可だとかを求めた時にまともな判断をしてくれないというのは、どんな分野なのですか。

鈴木氏) ないですね。といいますのは、農業委員会では通らないものはまず事務局が上げておりません。

大泉) 多分、農地法1条だと思いますよ。

福井) いや、通る通らないかが何の分野かが分からないので、全然わからないのですけど。

大泉) 農地法の1条だと思いますよ。農地法の1条で農業の定義が、農業者の定義がありますよね。その定義が定義どおり運用されてないのでしょうか。

福井) ということは、農業委員会の活動分野でいうと何が問題なのですか。

大泉) だから農業委員会はその農地法1条の農業者に関する定義を明確に限定するような運用をしていないことによって、兼業農家を維持してきたということですよ。

福井) 兼業とか専業とかの認定権限があるのですか。

大泉) ないです。ないですけど、農業者は確定する必要がありますよね。

南場) 許可などはしないですよ。

大泉) いや、参入の許可の時にはですね、やはり農業法人として参入許可とかをしますけれども、そのときには150日従事というのがついてくるのですよ。でも農家は150日従事しなくたってやってもいいのです。

福井) 農業委員会の参入をコントロールする権限がおかしいということですか。

大泉) もう穴抜けになってしまっている。

本間) 運用ですよ、運用の問題。

鈴木氏) そうです。運用の部分です。

本間) 中での意思決定とか、条文に基づいてそれで権利を行使するという話ではなくて、実態としての問題。

福井) 例えば何の件ですか、

本間) 例えば転用であれ、それから権利移動であれ。

福井) 全部おかしいということですか。

本間) おかしいというか、農業経営者が馬鹿にされているわけです。意思決定や許認可において。

福井) 直感的に分かるのですが、そのおかしいが故に何が問題になるのか。何の弊害が発生してるのか。

本間) だからお伺いしたのですが、つまり構成員がやはり問題だと。輪番制だと兼業農家がどんと入ってくる可能性が大きいわけですよ。そうするとそういう人たちの利害が中心に意思決定がなされていく。

福井) そうすると本当にやっている専業農家のためじゃない活動になりがちだということですか。

本間) あるいは地域を考えていないというお話だと思います。

鈴木氏) そういうことです。私の村はちなみに農業だけで食べている農家さんが10人といません。

本間) 農地としては稼働していないわけですね。

鈴木氏) はい。

黒川) だけど、農地の何らかの形で上手く工業用転用なのか商業用転用なのか、お題目上げて決めたりするのに、市町村の役所の人「このメンバーだったら通る」と思うものを、そっと出して、大掛かりに土地利用転用が起こって、農振地域のところに大型店が入ったりするという可能性がある。

鈴木氏) 今はないのですが、過去においてはありました。私どもの方では某スーパーさんが農業委員対策室を設置していましたから。

大泉) 県の農業会議の事務局長をやった人たちは大体スーパーマーケットに再就職すると聞いています。

本間) だから我々が昨年から議論しているのは、要するに利害関係者が中に入って自分たちのことを自分たちで決めていると。特に転用は。

鈴木氏) 都市計画法の中にある市街化調整区域を抱えているところではそれが多々ございます。ただ、農振地区でも特認の例外規定がございますから、これをいじってかなり動いております。だから役所の御用団体になっているきらいがあちこちに見られると。もっと生臭い身近な話を申し上げますと、農家の一族は宅地が貰えます。親から自動的に。だからここには土地利用計画との整合性が求められません。

大泉) 三男の宅地転用について法文がある。

本間) おかしい。

黒川) だから都市計画法の見直しの時に、どうしてこのように農地の転用がたくさんあるのかというのが資料で回って来て、普通はないはずなのに、農地法の世界だとならないはずなのにどうしてこんなにあるのかというのをまず全国の15ぐらいの地域の図が出てきて、しかもここ何年かの間に起こったことばかりですよというのを突きつけてみた。でも「現行制度はちゃんと粛々と運用しております」という答えしかなくて、なぜこんなことが起こるのでしょうかという話。

福井) 例えば転用の許可で、農地委員会の判断は甘すぎるということはありませんか。

鈴木氏) 甘すぎるというよりも、ともかく異議申し立てできる環境にないということです。

大泉) 判断力も無い。

鈴木氏) 判断はできません。というのは農業委員そのものが地区割りされているものですから、自分が異議申し立てすると、自分のとこで上がった時に逆に皆様から、いじめられる。

福井) いじめられるってことは、転用したい人にやめなさいと言う判断がしにくいということですか。

鈴木氏) そういうことです。

黒川) 先ほどのお話で都市の郊外の場合では農業委員会の方々は裕福なものでしたよね。

鈴木氏) そうです。

黒川) それで、農振地域の場合は、どちらかっていうとその顔役とか組織とかそういう輪番制になっている。

鈴木氏) そうです、なっています。ですからどうしても自分の管轄区域があるものから、異議申し立てはしにくい環境でございます。

福井) 農協の問題で、鈴木さんが出された資料に、ある倉庫使用はJA販売品以外はできないとありますが、それは何ですか。これは全国の農協が一般的にこういう感じなのですか。ここの農協が特殊ということですか。

鈴木氏) これは陰湿ないじめでございます。

福井) 普通はそんなことは言わないのですか。

鈴木氏) 我々みたいに届出業者になった途端にこういうことが起きてくるのです。

福井) 届出業者ですか。

鈴木氏) コメの集荷、卸、小売、これが今、届出業者に一本化になったものですから、農協さんと同じことが私にもできる。だからそうなった時には、農協さんと私たちとは今度は相対する関係になるものですから、農協組合員としての扱いではなくて同業者的な扱いになってきて、陰湿なイジメに入るといことです。

福井) その農協の倉庫の使用規則のようなものというのがあるのですか。どういう場合に貸すとか貸さないとか。

鈴木氏) 聞いたこともないですけども、組合員が平等に利用する権利があると私は認識しております。

大泉) 逆の場合もあって、農協に出荷しないけれども、農協の倉庫を利用させてもらっている場合もある。また、例えば、こないだの京都農協の場合は、農協に出荷しなければ倉庫を使わせないっていうことをやって、独禁法違反になりましたよね。

鈴木氏) はい。

福井) これだって独禁法違反ですね。

大泉) そう。

黒川) 鈴木さんは、独禁法違反の被害者だと。

大泉) そう被害者。

鈴木氏) そういう証拠を出すのはまずありえない。私どもは強引に何とか文書を引っ張り出した。これは全部口頭で行われておりますから、一切こういう証拠は外へ出るはずはございません。

福井) その後も使わせないままになっているんですか。

鈴木氏) いや、この人の場合は、なんか手打ちしたようですね。中央会さんが入って。

福井) ということは、今はJ A出荷品以外も大丈夫なんですか。

鈴木氏) いやこの方だけですよ。

福井) この方だけOKになったんですか。

鈴木氏) だから平等性っていうのはありません、農協には。

福井) 要するに基準は無いのですか。こういう施設利用のアクセスについて、どういう基準であるか。

鈴木氏) 見たことはございません。あるかもしれませんけれども、早急に多分作ったはずですね。事が起きるたびに新しいものができてくるようです。

福井) 他には、不公平扱いみたいなものでお感じになるのはどういうものがありますか。

鈴木氏) 一番私ども苦労してるのは、農協の金融です。あとは保険。

福井) それが入りにくくなるのですか。

鈴木氏) 違います。借金するときは、帳簿がございまして、保険の加入残高が少ないと融資が受けられません。だから借金申し込むと保険に入れと言われます。

福井) 保険というのは、何の保険ですか。

鈴木氏) 生命保険とか、損害保険とかです。

福井) 農協と競合的な方には不利なのですか。

鈴木氏) 農協からお金借りている方には「金貸しているんだから入れよ」と。それから農協の役をやっていて、先ほど言った農事組合というのが輪番制で来ますから。農事組合長になった時には「立場上、一つ入れ」と。部落達成ノルマが一応あるものからです。

大泉) 僕もちょっと分からないのだけど、鈴木さんの立場で、農協からお金を借りるのに際して不利なこととは何ですか。

鈴木氏) まずは、担保評価が違いますね。

大泉) 本当ですか。

鈴木氏) 本当に違います。その評価が違うということ自体が、我々には調べる手段がない。それが一番の問題です。

昆) 慣行や習慣と言いますが、ある地域のその精神的な縛りみたいなものが、現実を左

右しているわけです。それで農協がそれを使うわけです。行政がそれを使うわけです。だから現実にはとんでもないことがいくらでも起こるわけです。だからそういう事件があると農林省に親しい人がいると、そこに電話しますよね。すぐ解決しちゃうようなケースがあるわけです。

福井) そうすると融資を受けやすい人と受けにくい人がいるわけですか。

鈴木氏) そういうことです。

福井) 農協からの融資ではないと困る点というのは、要するに普通の金融機関ではなくて農協ならではの利点はどういうものがあるんですか。

鈴木氏) 農協の利用率が高い方は農協からは浮気できない構造になっております。

福井) 他の金融機関からは借りることができないのですか。

鈴木氏) できないように暗黙のうちの掟が存在します。

福井) 逆に言えば他の金融機関だけで間に合ってしまうえば農協に頼る必要がないのですか。

鈴木氏) それは経営者の問題でございます。

福井) そうすることで何か不利益はあるのですか。

鈴木氏) ございません。ただ、そこには中々入れません。

昆) 例えばですね、今まで色んな補助金がありますでしょ。普通の民間の金融機関は、そんな面倒くさいことしたがないわけです。農協は購買事業もやっていますけど、同時に金融機関です。それで補助金は農協からしか使えないというような、そんなことはないのですけれども、昔からそういう雰囲気が出てきているわけです。また、例えば農機具屋さんから機械を買う時に民間の金融機関でそういう形でやればできるのですが、知識がないということもあり、そういう制度的なものは全部農協に持っていていわれています。そのため、「あいつはかわいくないからあいつには意地悪してやろう」というのがいくらでもありますね。

福井) それは、そういうことが仮にあったとしても、だったら民間の方であれば自前でやるという逃げの余地があればよいのでは。

昆) ありません。

鈴木氏) そうです。

事務局) 認定農業者になれば、農林公庫の非常に低い利率の融資制度を使えるのですが、鈴木さんの場合は生産調整されていないので、認定農業者になれないのです。

福井) 生産調整されてない。

事務局) されてない。実施されていないので。

福井) 認定農業者の認定は誰がやるのですか。

鈴木氏) 市町村長です。

福井) それも農業委員会が権限を持っているのですか。

事務局) あくまで市町村です。

鈴木氏) 事務局は農業委員会がやっていることが多うございます。

本間) 生産調整、それに市町村はそぐわなくてはいけない。したがって認定農業者は生産調整に協力しなくてはならない。だから協力しない人は認定農業者になれない、そういうことです。

福井) 鈴木さんの事業は生産調整してしまうと大変なことになるわけですか。

鈴木氏) 私どもの場合はスーパーから欠品した場合には大変な違約金を取られますから。

大泉) ですから、生産調整することもできないのではないのですか。

鈴木氏) できません。ですから私どもも一応お米の仕入先も確保しておりますから、リスクヘッジしないと東北地方は冷害が来ますから。そして裏日本の農家どももちゃんとリスクヘッジのための契約は結んでおるわけです。

福井) 生産調整のデメリットは大きいわけですね。実際。

鈴木氏) 生産調整というのはともかく、さっきもお話しましたがけれども売れ残った人が

減反すればいいだけであって、もうここにも競争原理が働かなかっただらお客様がかわいそうじゃないですか。

福井) 業者ごとにやるのが問題だということですね。

鈴木氏) 一律。

大泉) いや、業者ごとにやっていますよ。だから僕が聞いたかったのは、鈴木さんは生産調整方針作成者でしょ。生産調整方針作成して積み上げ方式になるわけですよ。私はこれだけやると言っている。何故(認定農業者の申請が)却下されたのですか。

鈴木氏) 大臣が認可した生産調整方針を分かってないんです。要するに私はこのようにして生産調整をやりますよと届出をしているのに。

大泉) それはどうして認められないのですか。

鈴木氏) 市町村長が認めない。

大泉) それはそういう権限があるのですか。

鈴木氏) いや、知りません。

福井) 農業経営改善計画の認定というのは何ですか。

鈴木氏) これが要するに認定農業者の要件なのです。

福井) 生産調整は余っている人から生産調整する分を譲り受け、自分と合計して全体としてクリアしているというのはいけないのですか。

鈴木氏) いえ。

大泉) それでいいのです。

福井) 要するに汚染権の売買みたいなものですか。CO2の排出権取引など。

大泉) それでよいのです。

昆) ところが「それをあなたがやると、その地域は皆さんに迷惑がかかる」というので、やるのはやめなさいと地域的に圧力、法的には根拠がないけれども圧力がある。

鈴木氏) そうです。

福井) それで認定農業者ごとに生産調整しろというのはどういう意味なのですか。

昆) つまり生産調整方針作成者は自分で売れる人は自分で生産調整をもう一度作成する権利があるわけです。それで、鈴木さんは生産調整をしないとしたわけです。ところが認定農業者制度は生産調整をしない人は認定農業者に認めないとなっているわけです。ここに齟齬がある。

福井) それならば個別の事業者ごとにやらないといけないのですか。必ず生産調整をして減らさないといけないのですか。

大泉) だからそこが問題。リンクしている。

福井) よそで余っている人からその削減分買ってくるというのは実際上認定農業者の制度からみるとできないということですか。

鈴木氏) それはあります。ただし、市町村単位です。だから大臣が認定したことを市町村長がダメと言ったわけです。

福井) これはそういう意味なのですか。

鈴木氏) そうということです。地方分権がいかに怖いかかというのが分かりました。

福井)鈴木さんは生産調整していないわけですか。

鈴木氏) していません。

福井) していないけど、福島農政事務所長の通知の前提は生産調整すると宣言しているわけですよ。

鈴木氏) いや、これ新しい制度ですから。リセットだと私思ったのですけどもリセットではないみたいですね。日本の国は、やはり引っ張るようですね。

大泉) だけど生産調整方針は、中身をよく見ていないからわからないけれども生産調整をしないという、全部売るよという方針を作成して出したのでは。

鈴木氏) いえ。

大泉) 違うのですか。

鈴木氏) 加工米の分野で。

大泉) ちょっとだけあるわけですね。

福井) 加工米というのは。

鈴木氏) 加工米というのは全農の一元管理ですから。

福井) そっちでは減らそうとされたわけですか。

鈴木氏) それはもう主食用以外であれば生産調整にカウントになるのですよ。それで、餅の方に逃げようかなと思って、その計画を作成したらば、ダメだと。

福井) 国はよいとしたわけですね。

鈴木氏) 国はもちろん。これは誰でも、これはまだ新しい制度ですから。経験者はいないわけですから。

黒川) だからそれは3年くらいかからないと現場には入らない、そういうことですね。

鈴木氏) そういうことです。

福井) 村長の通知というのもこれは法令に基づく権限なのですか。

鈴木氏) そういうことです。

福井) 何が起きているのか分からない。

黒川) 地域では上からそういう通達が来ていることに関して何の認識もされていないということですね。

福井) これは、例えば異議申し立てとか裁判とかはできるのですか。

黒川) いや我々がキチッと言えば一気に変わるということですよ。

福井) これは受け取ったままなのですか。

鈴木氏) そうです。費用対効果で意味がないですから。

福井) 国がよいとしているのに、村はだめということですか。

鈴木氏) そういうことです。

福井) 事務局で整理して下さい。何が起きているのか全貌を解明した方がよいのでは。

大泉) だから信じられないような文書ですよ。

昆) マーケットでニーズがあるのにですね。コルホーズを維持するためにこっちの方を維持するのが今の制度ですから。もう矛盾なんて初めからわかりきったことだということですよ。

黒川) 町長さんにとってみたら、全体の調整をしないと、票が来ないからね、次のときに。

鈴木氏) そういうことです。

大泉) 鈴木さんを大事にしても1票しかない。家族入れても5票くらいしかないしね。それで全員敵に回したら大変だ。

福井) これがもし認定されたら、利率の低い制度融資が受けられるのですか。

鈴木氏) 認定農業者にはなれますけども、制度融資を使う使わないは個々の経営者の判断ですから。

福井) 今、融資は農協から受けられているのですか。

鈴木氏) 農協はないです。

福井) 今どこから受けられているのですか。

鈴木氏) メインバンクは農林漁業金融公庫です。

福井) それは認定農業者でなくても受けられるのですか。

鈴木氏) はい。

福井) 融資条件は悪い。

鈴木氏) 悪いです。認定農業者よりはちょっと落ちます。経営体育成強化資金です。

福井) 農協からの融資と認定農業者の融資と、今おっしゃった農林金融公庫の融資とは、有利さを比較するとどういう状況なんですか。

鈴木氏) 農協と付き合えば必ず尾ひれがつきますから。



福井) 要するに農協から借りない方が得なのですか。  
鈴木氏) はい。例えばトラクターを買う場合は農協さんから買うと、トラクターの値段そのものが高くなってしまいますから。  
福井) だから金利が多少安くても意味がない。  
鈴木氏) そういことです。  
福井) 金融条件だけとるとどうなのですか。金利条件は。  
鈴木氏) 金利条件は農協さんの独自資金じゃなくて金融公庫さんの転貸ですから。同じです。  
福井) 同じですか。  
鈴木氏) はい。  
福井) ということは金融公庫からだけ借りるほうが尾ひれというか抱き合わせがなくてよいのですか。  
鈴木氏) はい。  
福井) でもそのようにされる方は鈴木さんのように非常に少数なわけですね。  
鈴木氏) 出て行けない環境にありますから。出て行くのなら全部借金を清算してから出ていけと言われますから、農協からは。  
福井) 借り換えできるでしょう。  
鈴木氏) 借り換えもありますけれども、そういう制度の説明は現場ではなされておられません。  
福井) 要するに農協にそんなに支配されて嫌だったら、鈴木さんと同じようにすれば自由になるのでは。  
鈴木氏) 無理です。  
福井) 何故無理なのですか。  
鈴木氏) 腹を括れませんか。かわいそう。子供までいじめに遭いますから。  
福井) 村八分に。  
鈴木氏) なります。  
福井) 村八分にならなければ、逆に言えば、後は被害はないのですか。  
鈴木氏) ないですね。  
福井) コミュニティの問題ということですか。  
鈴木氏) そういことです。これはあまりハードルは高くないのですが、ただ心情的問題があります。  
福井) 村八分ということですが、農協の組合員の子達が全て同じ学校に通っていたりするのですか。  
鈴木氏) いや、農事組合という組織がありますから。  
事務局) 鈴木さんは謙遜して言っておられるのですけれども、自分でお客さんを持っておられるのでこのようなことを言っておられる。  
黒川) だから、がんばれる。  
事務局) お客さんを持っておられない人は農協から出るのに、ゼロから新規開拓をしなければならぬ。そんな簡単に出ていけないということです。  
福井) 農事組合というのはその農協と独立の組織ですか。  
鈴木氏) これは地区に網の目のように張る町内会と同じ組織でございます。  
福井) では、法令上の組織なのですか。  
大泉) ちがいます。  
南場) 町内会ということは集落ですね。  
鈴木氏) 集落です。  
南場) 任意の。  
鈴木氏) 任意の集落です。  
福井) つまり今は農業地域における町内会みたいなものですか。

鈴木氏)そういうことです。農業の、農協の組織です。  
福井)農協の組織ですか。  
鈴木氏)そういうことです。  
福井)その組合に入っていないと何が困るのですか。  
鈴木氏)入っていないというよりも、そこを経由しないと情報が出てきませんから。  
大泉)日常の共同体的な生活は、農事組合が関与している。元々農協は旧来からある集落組織を、機能的にまとめたのが農協組織なのです。そうすると日常的生活は農事組合、実行組合が担っている。  
鈴木氏)そうです。  
大泉)実行組合で動いていますから、色々な情報から阻害されてしまうという。  
福井)農業系以外の情報も回ってこないということですか。  
大泉)そうです。  
福井)生活にかかわる全て。  
鈴木氏)そうです。  
大泉)例えば婦人部活動だとかね。  
鈴木氏)極論を言うとお葬式取り仕切るのは農事組合です。  
福井)要するに地域内で何か問題があると、疎外される。  
大泉)だから農協は、異邦人が入ってくるとにすごい嫌悪感をもつわけですよ。  
鈴木氏)はい。  
大泉)自分たちの地域が崩れるってのはまさにそれなのです。  
福井)村役場の広報とかもそこを通じてですか。  
鈴木氏)いや、それは別です。それはまた別組織でございます。  
昆)そこには、区長さんがいる。  
福井)基本的には農業経営者としての情報とその付随情報ということでしょう。  
鈴木氏)役所と農協とは一体ですから。不適切な関係でもあるのですけれども。  
福井)でも役所の世話になる、具体的にはさっきの認定みたいなことを除けば普段はなにか世話になることはあるのですか。  
鈴木氏)農地の貸し借りだけです。後は補助事業そのものがなくなってきていますから。この頃、国も直接請求の道を開いていただきましたし。  
福井)では、そんなにはないですね。  
鈴木氏)ないです。実際問題。  
福井)じゃあやめてしまえばよいではないですか。  
鈴木氏)ところがやめるのは中々難しい。  
福井)鈴木さんはまだ入っているのですか。  
鈴木氏)一応籍は置いています。  
福井)農協組合員ではある。  
鈴木氏)組合員というのは自動的に親から子に受け継がれるものであって。  
福井)組合費とか払っているのですか。  
鈴木氏)組合費は払っておりません。  
福井)払ってなくても組合員ですか。  
鈴木氏)配当金というのが自動的に組合の方に還流するようなシステムになっておりますから。  
福井)配当金というのは。  
鈴木氏)出資配当金です。  
福井)当初に出資されている分の運用益は農協のものになっている。  
鈴木氏)自動的にそれで、経費の方に。  
福井)出資金返せとは言えるわけですね。  
鈴木氏)言えます。12月31日までに申し入れをして、総会の議決を経れば。

福井) 今後農協にお世話になる気はないのですか。何か実際に買ったり、追加融資受けたらというお考えはもうあまりないのですか。

鈴木氏) もう無理だと思います。農協さんは一回トラブルを起こすと。一度、融資申込みに行ったのですが、一切ダメということのを非公式に言われて、とりあえずもう金融面においてはだめですね。

福井) 他にお友達でやめた人はいないのですか。

鈴木氏) います。

福井) 鈴木さんのように別の金融機関に借りかえたりとか。

鈴木氏) そうではなくて、心情的な理由でやめている方はいます。

福井) 出資金も取り返して。

鈴木) はい。

大泉) 意識は皆組合離れしている。だけど実質的にはやめられないから、組合員になっている。それで農協に「組合員離れをどうするの」と聞くと「いや、数はこれだけいるから、組合員離れは起きてない」と言う。冗談じゃないという話。皆の意識はそっぽ向いているのに。

福井) コミュニティというのは分かりますけれども、それでも農協にしがみついて何のメリットがあるのですか。

鈴木氏) 結局、ツケができるということです。現金決済じゃないです。農業はさっきも言いましたけど1年に1回しか収入がないものですから。だから金融のキャッシュフローを手当できる方でない農協離れはできません。

昆) 農業委員会の話で、今の形では何にもならないから、委員会に規制を与えてくれと話をされましたけれども、それは制度法律の問題ではなくて文化的な慣行のことでみんなガチガチになっている部分を何とか解きほぐすような強制措置を取って欲しいということなのです。

鈴木氏) はい。ですから皆様をお願いしたいのは、是非競争相手が競争できる環境整備をしてほしいのです。農協さんは絶対直りませんから。

大泉) ただ、農協間競争があればいいでしょ。

鈴木氏) 無理です。全農で1個になっている限り。

大泉) 地域ごとの農協というのをやめさせて、ある農協は他の地域で営業してもよい、ドンドン事業規模を拡大してよい、それをやらせないのは、全国農協中央会が悪いといって農協間競争をやらせてもいいでしょ。

鈴木氏) いいですけども、センターがあれば上場できないということが如実に証明しているでしょ。

本間) だから系統でない農協が必要。

昆) 今販売農家が197万戸あるわけですよ。そのうち販売金額100万円以下が6割です。1000万以上が7.3%なんです。だから1000万円以上の人ですね、販売金額の約5割賄っているわけです。それで面積も3割くらい賄っているわけです。ところがさっき6割の人が100万円以下だって言いましたけど、その人が圧倒的な票になるわけです。

福井) 片手間にやる人のためじゃなくて一生懸命やって、たくさん農地を持ってたくさん作る人のための声が反映されるように、専門的な人に優遇的な独自の農協、第二農協みたいなものができればよいということでしょうか。

大泉) 作ればいい。

昆) ある程度のものはいくつかはあります。

鈴木氏) 我々が一番欲しいのは金融だけです。私はお米です。お米で何故独立できないかという、1年間ストックしなければならぬ。このストック資金は農協さんは農林中金から無制限に出てくる。私どもはそれが無い。ですから私どもに1年間のストック資金を与えていただければ農協さんと同じなのです。

福井)それを対等にすれば後はそんなにないのですか。

鈴木氏)はい。

大泉)農林漁業金融公庫にそういう交渉したことがある。流通資金の融資をしるといったら見事にカットされた。

鈴木氏)そういうことです。センターに出すことを条件にストック資金を出していただけるのであれば、私どもは1年間寝かせることができます。そうすると農協さんに依存しなくても売り先、マーケットは確保できます。

大泉)集荷円滑化対策をうまく使えばいいじゃないですか。

鈴木氏)うーん、微々たるものでしょ、あれ作況によって動いてしまうから。

福井)米を第二農協でできるんですか。

事務局)できるのですが、農協と取引しての方が新たに組織を立ち上げるということは、お金とお客さんが必要なのです。売る相手が必要なのです。売る相手ができてキャッシュフローが見えない限り、民間金融機関はお金を貸せないのです。ですから中々できない。

大泉)だからといって今の全農の系統以外はダメだということにはならないのではないか。

事務局)全くなりません。

本間)だから信用取引ができない。

福井)農業協同組合である以上は対等なはず。

鈴木氏)福島県では一つできております。ただし、金融は持っていません。

福井)それは農林漁業金融公庫から融資を受けられないのですか。

大泉)流通資金は出さない。

福井)なんで農協同士なのに差別されるのですか。

鈴木氏)それはもう皆様よろしく願いいたします。今後、規制緩和で。

福井)農林公庫はリスクを取りに行っていないのですか。

鈴木氏)そういうことです。

大泉)米の流通の資金形成は歴史的に別ルートで作られている。国が関与して、食糧の時代から。

福井)ちゃんと調べた方がよくないですか。

事務局)それだけではなくて、1貸付先に対しての貸付限度額ってのがリスク管理上必ず金融機関にはありますから、それは政府系金融機関も同じで、鈴木さんがいくら儲けてもそのリスク管理上ここまでしか貸せないという限度額がきてしまえば、鈴木さんがいくら資金ニーズがあっても。

福井)それは安泰になれば段々よくなる、一定のマスがあれば大丈夫になるはずですね。要するに問題にすべきは、今ある農協と同じような規模なり同じようなリスクの団体があって、それが公的資金なり、国の行動基準の点で差別されているのであれば、そこはおかしい。そういう実態があるのなら調べるべきですね。

本間)ないない。制度的にはそんなことない。

鈴木氏)作らせないような組織になっているわけです。

本間)実際例えば北海道には広域農業の農協を作ったけれども、ホクレンと戦ってつぶれたし。

南場)ちょっと時間が迫ってまいりました。

事務局)他にありますか、最後ですけども。

南場)もし質問があれば、事務局経由でお願いいたします。

鈴木)どうもありがとうございました。言いたい放題言って、申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

以上